



 2章■プラン策定の背景 

1. プラン策定の背景

①世界の動き

戦後、国際連合（国連）は、国連憲章の前文において国際文書として初めて男女同権の確認を明文化し、昭和23年（1978年）に世界人権宣言を出しています。

その後、国連は昭和50年（1975年）には「第1回世界婦人会議（メキシコシティ）」が開催され、「国際婦人年」の目的「平等、開発、平和」の達成に向けて今後10年間に各国が取るべき政策の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54年（1979年）には「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、以降昭和55年（1980年）にコペンハーゲン、昭和60年（1985年）にナイロビ、平成7年（1995年）到北京で世界会議が開催され、それぞれ平成12年（2000年）に向けた戦略目標が採択されました。

平成12年（2000年）には「2000年世界女性会議」が、平成17年（2005年）には国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

平成18年（2006年）、東京にて「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取組や推進にあたっての課題などについて意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

また、平成23年（2011年）1月には国連の新しい女性機関（UN Women）が発足（既存のジェンダー機関統合）し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための取組を進めている他、9月には「APEC女性と経済サミット」が開催されました。

②国内の動き

昭和20年（1945年）、日本では婦人参政権の付与が決定され、同年12月には「衆議院議員選挙法」の一部改正により、婦人参政権が具体化されました。翌年11月、「法の下での平等」が記された「日本国憲法」が公布されました。

昭和52年（1977年）、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定されました。

昭和55年（1980年）に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、国内法の整備が進められ、昭和59年（1984年）には「国籍法」及び「戸籍法」改正、昭和60年（1985年）には「国民年金法」改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）を制定し、同条約を昭和60年（1985年）に批准しました。その後も、「育児休業法（現：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）」の整備や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」「次世代育成支援対策推進法」等の法律が制定されました。

そして、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成12年に同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、平成13年には内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。

その後、「男女共同参画基本計画」は2回の改定を経て現在は「第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）」のもと男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。



③茨城県の動き

茨城県においては、昭和 53 年（1978 年）に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置し、男女共同参画への取組が始まりました。（平成 6 年に福祉部に女性青少年課を設置）

その後、国連や国の動きを受けて、平成 3 年（1991 年）に「いばらきローズプラン 21」を策定、さらに平成 8 年（1996 年）、県が取り組むべき女性施策の指針として、男と女のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。

平成 11 年（1999 年）、福祉部から知事公室へ女性青少年課を組織改編、平成 13 年、「男女共同参画社会基本法」の理念を受け、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定しました。

続いて平成 14 年（2002 年）、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」（平成 13 年度から平成 22 年度まで）を策定し、本県における男女共同参画社会形成のための新たな歩みが始まりました。

そして、同計画の計画期間終了に伴い平成 23 年（2011 年）に、新たな「茨城県男女共同参画実施計画（第 2 次いきいきいばらきハーモニープラン）」（平成 23 年度から平成 27 年度まで）を策定しています。

④下妻市の動き

下妻市では、平成 15 年度に下妻市（当時）住民を対象に「男女共同参画に関する意識調査」を実施、平成 17 年度に千代川村（当時）住民を対象に「男女共同参画に関する意識調査」を実施し、平成 18 年度の合併後、再集計したデータ「新下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」に基づき、「女（ひと）と男（ひと）とが手を取り合い、個性をかがやかせるまち下妻」を基本理念とする「下妻市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

策定にあたっては、有識者や関係団体、市民などで構成される「下妻市男女共同参画推進委員会」と、庁内組織である「下妻市男女共同参画庁内推進会議」、「下妻市男女共同参画庁内推進会議検討会」において審議・検討を行っています。

計画策定後、市内女性団体連絡会議の開催など市内女性団体との連携や、男女共同参画社会の実現に向けた講演会の開催、国・県等の専門機関による研修・講演会への参加促進をはじめ、全庁的な取組を進め、年度毎に進捗状況調査を実施しているところです。